11月から

水道の検針方法が新しくなります
水道料金の納付書が変わります

▲ハンディーターミナル

使用量の検針方法と検針票はこうなります

業務改善の一環として、水道料金システムの更新を行い、11月の検針からハンディターミナルを導入することになりました。今までの検針票は、手書きで使用水量をお知らせするだけでしたが、これからは、使用水量だけでなく、料金が表示されるようになります。

お問い合わせの時はお客様番号を伝えてください

以前は「使用者番号」と「水栓番号」により管理していましたが、これからは「お客様番号」に統一させていただきます。お問い合わせの際は、この番号によりご照会ください。

播磨町上下水道　水道使用水量等のお知らせ

給水装置はお客さまのものです

公道に埋められた配水管までは播磨町の所有物ですが、この配水管から分かれた給水装置はお客さまの所有物です。

ただし、管理については、道路部分からメーターまでが播磨町、メーターから宅内まではお客さまの管理となります。

メーターまでで破損したとき、メーターの耐用年数が過ぎたときやメーターが故障したときは町が修理・交換しますが、それより宅内側で給水管が破損したときや給水栓（蛇口）が故障したときは、お客さまの負担で修理していただかなければなりません。

特に、地面の中の給水管が破損し漏水しているときは、発見が遅れ、高額な水道料金の請求があって、初めて気が付かれるケースも多々あります。定期的にお客さまご自身でメーターを点検し、漏水を防止しましょう。

メーターの点検方法は…

まず蛇口が全部閉まっていることを確認します。

メーターのパイロットが回っていなければ漏水していません。

回っている場合は、漏水の疑いがあります。水道を使わないときはメーター横の止水栓を閉めて、できるだけ早く播磨町の「指定給水装置工事事業者」に修理をご依頼ください。

直読式メーター

納付書がはがき型になります

納付書の様式が、封書から圧着はがきのタイプに変更になります。

お支払いの方法は今まで通り

納めることができる金融機関は、以前と変更ありません。

◎取扱金融機関（次の各本支店）

みなと銀行・三井住友銀行・但馬銀行・但陽信用金庫・日新信用金庫・姫路信用金庫・播州信用金庫・兵庫南農業協同組合・郵便局

口座振替が便利です

水道料金・下水道使用料のお支払いは、便利な口座振替による自動支払をご利用ください。口座振替をご利用いただければ、料金のお支払いのたびに金融機関や役場窓口まで出向く必要がなくなり、お忙しい方や留守がちの方などに大変便利です。

振替日は検針票が届いた翌月の25日です。（25日が土日祝の場合は翌営業日）検針票で金額を確認の上、振替日の前日までに口座にご入金ください。

お申し込みの際は、預金通帳と届出印、最近の領収書を持参の上、取引金融機関へお申し込みください。申込用紙は管理課の窓口に置いてあります。お電話いただければ、郵送でお送りします。

※ご注意　新しい納付書には、バーコードが印字してありますが、コンビニエンスストアーでは取り扱いができません。

▼問い合わせ　上下水道部管理課
☎0794（35）2379
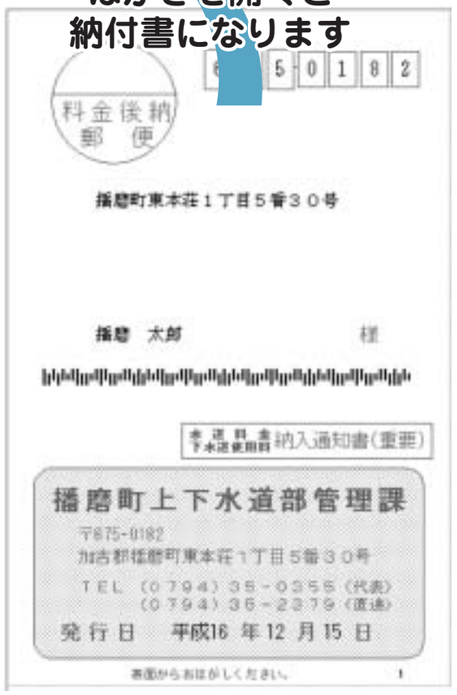
はがきを開くと納付書になります